



鳥取県公報

平成15年 8 月 1 日(金)
第 7 5 0 6 号

毎週火・金曜日発行

目 次

告 示	知的障害者福祉法による指定知的障害者更生施設等の指定 (486) (障害福祉課) 1
	クリーニング所の業務従事者に対する講習の指定 (487) (県民生活課) 1
	土地改良事業の同意 (3件) (488~490) (耕地課) 2
	地籍調査に関する事業計画の変更 (491) (〃) 3
	保安林の指定の解除予定 (492) (森林保全課) 3
調達公告	公募型指名競争入札の実施 (3件) (管財課) 3

告 示

鳥取県告示第486号

知的障害者福祉法 (昭和35年法律第37号) 第15条の11第1項の規定に基づき、指定知的障害者更生施設等を指定したので、同法第15条の31の規定により次のとおり告示する。

平成15年 8 月 1 日

鳥取県知事 片 山 善 博

名 称	所 在 地	指定知的障害者更生施設等の種類	指定年月日
知的障害者授産施設トーゲン倉吉	倉吉市寺谷331	特定知的障害者入所授産施設	平成15年 7 月28日

鳥取県告示第487号

クリーニング業法 (昭和25年法律第207号) 第8条の3に規定するクリーニング所の業務に関する知識の修得及び技能の向上を図るための講習を指定したので、次のとおり告示する。

平成15年 8 月 1 日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 講習を行う者の名称及び所在地
財団法人全国生活衛生営業指導センター
東京都港区新橋六丁目 8 - 2

2 講習の日時及び場所

- (1) 日時 平成15年8月31日(日) 午後1時から午後5時まで
場所 鳥取市扇町21 鳥取県立生涯学習センター
- (2) 日時 平成15年9月7日(日) 午後1時から午後5時まで
場所 倉吉市駄経寺町212-5 鳥取県立倉吉未来中心
- (3) 日時 平成15年9月28日(日) 午後1時から午後5時まで
場所 米子市末広町74 鳥取県立米子コンベンションセンター
- (4) 講修を継続的に受講している者で前回の受講修了証書の写しを提出したのものについては、(1)、(2)又は(3)の時間を午後1時から午後4時30分までとする。

3 受講申込み期間

- (1) 8月31日実施分 平成15年8月11日(月)から同月22日(金)まで(日曜日及び土曜日を除く。)
- (2) 9月7日実施分 平成15年8月18日(月)から同月29日(金)まで(日曜日及び土曜日を除く。)
- (3) 9月28日実施分 平成15年9月8日(月)から同月19日(金)まで(日曜日、土曜日及び国民の祝日に
関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)

4 受講料

4,500円を受講申込み時に払い込むこと。

5 受講申込み先及び問合せ先

財団法人鳥取県生活衛生営業指導センター
鳥取市大榎町13-1
電話 0857-29-8590

鳥取県告示第488号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第96条の2第5項において準用する同法第10条第1項の規定に基づき、岸本町が行う土地改良事業(基幹水利施設管理事業大山山麓地区維持管理)について、平成15年7月25日に同意したので、同法第96条の2第7項の規定により告示する。

平成15年8月1日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県告示第489号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第96条の2第5項において準用する同法第10条第1項の規定に基づき、江府町が行う土地改良事業(基幹水利施設管理事業大山山麓地区維持管理)について、平成15年7月25日に同意したので、同法第96条の2第7項の規定により告示する。

平成15年8月1日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県告示第490号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第96条の2第5項において準用する同法第10条第1項の規定に基づき、溝口町が行う土地改良事業(基幹水利施設管理事業大山山麓地区維持管理)について、平成15年7月25日に同意したので、同法第96条の2第7項の規定により告示する。

平成15年8月1日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県告示第491号

地籍調査に関する県の計画に基づく平成15年度における事業計画の一部を次のとおり変更したので、告示する。

平成15年8月1日

鳥取県知事 片 山 善 博

調査を行う者の名称	変更前後の別	調 査 地 域	調 査 期 間	調 査 面 積 (平方キロメートル)
鳥 取 市	変 更 前	鳥取市津ノ井、杉崎、正蓮寺及び桜谷の各一部	平成16年3月31日まで	0.73
	変 更 後	鳥取市津ノ井、杉崎、正蓮寺、桜谷及び東今在家の各一部	〃	〃
船 岡 町	変 更 前	八頭郡船岡町大字福井及び大字隼福の各一部	〃	0.27
	変 更 後	八頭郡船岡町大字福井、大字隼福及び大字見槻中の各一部	〃	〃

鳥取県告示第492号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成15年8月1日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1 解除予定に係る保安林の所在場所
八頭郡郡家町大字麻生字澤601の3、601の4
- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 3 解除の理由
急傾斜地崩壊防止施設用地とするため

調 達 公 告

公募型指名競争入札を行うので、次のとおり公告する。

平成15年8月1日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1 工事の概要
 - (1) 工 事 名 県立鹿野かちみ園改築工事（北棟・建築）
 - (2) 工事場所 気高郡鹿野町大字今市
 - (3) 工事内容

ア 本件工事は、特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という。）による共同施工により、知的障害者更正施設県立鹿野かちみ園の北棟（強度行動障害者棟）の改築工事を行うものである。

イ 本件工事は、別途発注予定の県立鹿野かちみ園改築工事（厨房棟他・建築）、県立鹿野かちみ園改築工事（第一期電気設備）、県立鹿野かちみ園改築工事（第一期空調設備）、県立鹿野かちみ園改築工事（第一期衛生設備）、県立鹿野かちみ園改築工事（作業棟・建築）、県立鹿野かちみ園改築工事（第一期植栽）及び県立鹿野かちみ園改築工事（解体）と協調を図り実施する必要がある。

(4) 工事の規模及び構造

鉄骨造 1 階建

延べ面積 3,238.35㎡

(5) 工 期 平成15年10月から平成16年9月30日まで

(6) 予定価格 669,622,800円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

2 技術資料等の提出ができる者

技術資料及び入札参加資格確認書類（以下「技術資料等」という。）の提出ができる者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

(1) 共同企業体に関する条件

ア 共同企業体が、2名により自主的に結成されたものであること。

イ 各構成員の出資比率が、30パーセント以上であること。

ウ 構成員の出資比率が異なる場合は、出資比率の大きい者が代表者であること。ただし、出資比率が同じ場合には、いずれかの者が代表者となること。

エ 各構成員が、本件入札において他の共同企業体の構成員でないこと。

(2) 共同企業体の構成員共通の資格

ア 県内に本店を有する者であること。

イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

ウ 平成14年鳥取県告示第367号（建設工事の一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格等について。以下「入札参加資格告示」という。）に基づく入札参加資格のうち、一般建築工事のA級に係るものを有すること。

エ 平成15年8月1日（金）から同月12日（火）までの間のいずれの日においても、鳥取県建設工事等入札参加資格者指名停止措置要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。

オ 平成15年4月1日（火）から同年8月12日（火）までの間のいずれの日においても、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）による再生手続開始の申立てが行われた者（入札参加資格再認定の手続を行っている者を除く。）でないこと。

カ 本件工事に係る建設業務の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連を有する者でないこと。

(3) 共同企業体の代表者の資格

ア 建築工事業について、建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第6項に規定する特定建設業の許可を受けていること。

イ 入札参加資格告示4による資格決定通知書に記載された一般建築工事における総合点数が1,030点以上であること。

ウ 次に掲げる基準を満たす者で、本件工事の監理技術者としてその施工期間中専任で配置することができるものを有すること。

(ア) 平成6年度以降に工事が完成し、引渡し完了している鉄骨造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造で1棟の延べ面積が1,000平方メートル以上の建築物の建築工事（以下「同種工事」という。）を元請けとして施工した者の監理技術者、主任技術者等（以下「技術者等」という。）として同

種工事を施工管理した経験を有する者であること。ただし、共同企業体の施工した同種工事を施工管理した経験については、出資比率が20パーセント以上の構成員の技術者等として施工管理したものに限る。

(イ) 建築士法（昭和25年法律第202号）第4条第1項の規定による一級建築士に係る免許を有する者又は建設業法第27条第1項の規定により実施される1級の建築施工管理の技術検定に合格した者であること。

(ウ) 建築工事業について、建設業法第27条の18第1項に規定する監理技術者資格者証の交付を受けている者であること。

(4) 共同企業体の代表者以外の者の資格

ア 建築工事業について、建設業法第3条第6項に規定する一般建設業の許可又は特定建設業の許可を受けていること。

イ 次に掲げる基準を満たす者で、本件工事の施工期間中主任技術者又は監理技術者として専任で配置することができるものを有すること。

(ア) 主任技術者にあつては、建築士法第4条第1項の規定による一級建築士に係る免許若しくは同条第2項の規定による二級建築士に係る免許を有する者又は建設業法第27条第1項の規定により実施される1級若しくは2級の建築施工管理の技術検定に合格した者であること。

(イ) 監理技術者にあつては、建築士法第4条第1項の規定による一級建築士に係る免許を有する者又は建設業法第27条第1項の規定により実施される1級の建築施工管理の技術検定に合格した者であり、かつ、建築工事業について建設業法第27条の18第1項に規定する監理技術者資格者証の交付を受けている者であること。

3 技術資料等の作成及び提出

(1) 技術資料等作成要領の交付

技術資料等作成要領は、平成15年8月1日（金）から同月12日（火）までの間にインターネットのホームページ（<http://www.pref.tottori.jp/soumubu/kanzaika/index.htm>）から入手するものとする。ただし、これにより難しい者には、次により直接交付するものとする。

ア 交付期間及び時間

平成15年8月1日（金）から同月12日（火）までの日（日曜日及び土曜日を除く。）の午前9時から午後4時まで

イ 交付場所

鳥取市東町一丁目220 鳥取県総務部管財課管理係（鳥取県庁本庁舎2階）

(2) 技術資料等の提出

本件入札に参加を希望する者は、技術資料等作成要領に基づき作成した技術資料等を次により提出するものとする。

ア 提出期間及び時間

(1)のアに同じ。

イ 提出場所

鳥取市東町一丁目220 鳥取県総務部管財課管理係

ウ 提出方法

持参すること。

(3) 技術資料の審査

提出された技術資料を基に、指名審査委員会に諮り審査し、競争入札参加者を指名するものとする。

4 その他

(1) 関連情報を入手するための照会窓口は、鳥取県総務部管財課管理係（電話番号0857 - 26 - 7015）とする。

(2) 技術資料等の提出は、入札参加の意向を確認するものであって、技術資料等の提出があっても指名されるとは限らない。

- (3) 技術資料等その他提出された書類は、返却しない。
- (4) 工事内容に関する説明会は、行わない。
- (5) 提出された技術資料等は、提出した者に無断で本件入札以外の用途には使用しない。
- (6) 本件工事の落札者は、1の(6)の予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者とする。ただし、その者の入札価格によっては当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すことになるおそれがあると認められるときは、当該予定価格の範囲内の価格をもって入札をした他の者のうち最低の価格をもって入札をした者を落札者とする。
- (7) 入札価格によっては当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるときは、鳥取県建設工事執行規則（昭和48年鳥取県規則第66号）第8条の規定による契約保証金を請負代金の額の10分の3以上の額とするとともに、同規則第60条第1項の規定による前金払の額を請負代金の額の10分の2以下の額とする。
- (8) 入札価格によっては当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるときは、本件工事の施工期間中、2の(3)のウに掲げる監理技術者に加え、2の(3)のウの(イ)に掲げる基準を満たす主任技術者又は2の(3)のウの(イ)及び(ウ)に掲げる基準を満たす監理技術者を専任で配置することを求める。
- (9) 本件工事に係る工事請負契約の締結は、鳥取県議会の議決を要するものである。

公募型指名競争入札を行うので、次のとおり公告する。

平成15年8月1日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 工事の概要

(1) 工 事 名 県立鹿野かちみ園改築工事（第一期空調設備）

(2) 工事場所 気高郡鹿野町大字今市

(3) 工事内容

ア 本件工事は、特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という。）による共同施工により、知的障害者更正施設県立鹿野かちみ園の北棟（強度行動障害者棟）の厨房・機械室棟及び園芸・農作業棟の改築工事の空調設備工事を行うものである。

イ 本件工事は、別途発注予定の県立鹿野かちみ園改築工事（北棟・建築）、県立鹿野かちみ園改築工事（厨房棟他・建築）、県立鹿野かちみ園改築工事（第一期電気設備）、県立鹿野かちみ園改築工事（第一期衛生設備）、県立鹿野かちみ園改築工事（作業棟・建築）、県立鹿野かちみ園改築工事（第一期植栽）及び県立鹿野かちみ園改築工事（解体）と協調を図り実施する必要がある。

(4) 工事概要

ア 空気調和設備

イ 冷暖房設備

ウ 換気設備

エ 自動制御設備

(5) 工事対象建築物

ア 北棟（強度行動障害者棟） 鉄骨造 1階建 延べ面積 3,238.35㎡

イ 厨房・機械室棟 鉄骨造 1階建 延べ面積 829.40㎡

ウ 園芸・農作業棟 木造 1階建 延べ面積 121.00㎡

(6) 工 期 平成15年10月から平成16年9月30日まで

(7) 予定価格 208,941,600円 (消費税及び地方消費税の額を含む。)

2 技術資料等の提出ができる者

技術資料及び入札参加資格確認書類 (以下「技術資料等」という。) の提出ができる者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

(1) 共同企業体に関する条件

ア 共同企業体が、2名により自主的に結成されたものであること。

イ 各構成員の出資比率が、30パーセント以上であること。

ウ 構成員の出資比率が異なる場合は、出資比率の大きい者が代表者であること。ただし、出資比率が同じ場合には、いずれかの者が代表者となること。

エ 各構成員が、本件入札において他の共同企業体の構成員でないこと。

(2) 共同企業体の構成員共通の資格

ア 県内に本店を有する者であること。

イ 地方自治法施行令 (昭和22年政令第16号) 第167条の4の規定に該当しない者であること。

ウ 平成14年鳥取県告示第367号 (建設工事の一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格等について。以下「入札参加資格告示」という。) に基づく入札参加資格のうち、管工事のA級に係るものを有すること。

エ 平成15年8月1日 (金) から同月12日 (火) までの間のいずれの日においても、鳥取県建設工事等入札参加資格者指名停止措置要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。

オ 平成15年4月1日 (火) から同年8月12日 (火) までの間のいずれの日においても、会社更生法 (平成14年法律第154号) の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法 (平成11年法律第225号) による再生手続開始の申立てが行われた者 (入札参加資格再認定の手続を行っている者を除く。) でないこと。

カ 本件工事に係る設計業務の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連を有する者でないこと。

(3) 共同企業体の代表者の資格

ア 管工事業について、建設業法 (昭和24年法律第100号) 第3条第6項に規定する特定建設業の許可を受けていること。

イ 入札参加資格告示4による資格決定通知書に記載された管工事における総合点数が990点以上であること。

ウ 次に掲げる基準を満たす者で、本件工事の監理技術者としてその施工期間中専任で配置することができるものを有すること。

(ア) 平成6年度以降に工事が完成し、引渡し完了している鉄骨造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造で1棟の延べ面積が500平方メートル以上の建築物の空調設備工事 (以下「同種工事」という。) を元請けとして施工した者の監理技術者、主任技術者等 (以下「技術者等」という。) として同種工事を施工管理した経験を有する者であること。ただし、共同企業体の施工した同種工事を施工管理した経験については、出資比率が20パーセント以上の構成員の技術者等として施工管理したものに限る。

(イ) 建設業法第27条第1項の規定により実施される1級の管工事施工管理の技術検定に合格した者であること。

(ウ) 管工事業について、建設業法第27条の18第1項に規定する監理技術者資格者証の交付を受けている者であること。

(4) 共同企業体の代表者以外の者の資格

ア 管工事業について、建設業法第3条第6項に規定する一般建設業の許可又は特定建設業の許可を受けて

いること。

イ 次に掲げる基準を満たす者で、本件工事の施工期間中主任技術者又は監理技術者として専任で配置することができるものを有すること。

(ア) 主任技術者にあつては、建設業法第27条第1項の規定により実施される1級又は2級の管工事施工管理の技術検定に合格した者であること。

(イ) 監理技術者にあつては、建設業法第27条第1項の規定により実施される1級の管工事施工管理の技術検定に合格した者であり、かつ、管工事業について同法第27条の18第1項に規定する監理技術者資格者証の交付を受けている者であること。

3 技術資料等の作成及び提出

(1) 技術資料等作成要領の交付

技術資料等作成要領は、平成15年8月1日(金)から同月12日(火)までの間にインターネットのホームページ(<http://www.pref.tottori.jp/soumubu/kanzaika/index.htm>)から入手するものとする。ただし、これにより難しい者には、次により直接交付するものとする。

ア 交付期間及び時間

平成15年8月1日(金)から同月12日(火)までの日(日曜日及び土曜日を除く。)の午前9時から午後4時まで

イ 交付場所

鳥取市東町一丁目220 鳥取県総務部管財課管理係(鳥取県庁本庁舎2階)

(2) 技術資料等の提出

本件入札に参加を希望する者は、技術資料等作成要領に基づき作成した技術資料等を次により提出するものとする。

ア 提出期間及び時間

(1)のイに同じ。

イ 提出場所

鳥取市東町一丁目220 鳥取県総務部管財課管理係

ウ 提出方法

持参すること。

(3) 技術資料の審査

提出された技術資料を基に、指名審査委員会に諮り審査し、競争入札参加者を指名するものとする。

4 その他

(1) 関連情報を入手するための照会窓口は、鳥取県総務部管財課管理係(電話番号0857-26-7015)とする。

(2) 技術資料等の提出は、入札参加の意向を確認するものであって、技術資料等の提出があっても指名されるとは限らない。

(3) 技術資料等その他提出された書類は、返却しない。

(4) 工事内容に関する説明会は、行わない。

(5) 提出された技術資料等は、提出した者に無断で本件入札以外の用途には使用しない。

(6) 本件工事の落札者は、1の(6)の予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者とする。ただし、その者の入札価格によっては当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すことになるおそれがあると認められるときは、当該予定価格の範囲内の価格をもって入札をした他の者のうち最低の価格をもって入札をした者を落札者とする。

(7) 入札価格によっては当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるときは、鳥取県建設工事執行規則(昭和48年鳥取県規則第66号)第8条の規定による契約保証金を請負代金の額の10分の3以上の額とするとともに、同規則第60条第1項の規定による前金払の額を請負代金の額の10分の2以下

の額とする。

- (8) 入札価格によっては当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるときは、本件工事の施工期間中、2の(3)のウに掲げる監理技術者に加え、2の(3)のウの(ア)に掲げる基準を満たす主任技術者又は2の(3)のウの(ア)及び(イ)に掲げる基準を満たす監理技術者を専任で配置することを求める。

公募型指名競争入札を行うので、次のとおり公告する。

平成15年8月1日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 工事の概要

- (1) 工 事 名 県立鹿野かちみ園改築工事 (第一期衛生設備)
(2) 工事場所 気高郡鹿野町大字今市
(3) 工事内容

ア 本件工事は、特定建設工事共同企業体 (以下「共同企業体」という。) による共同施工により、知的障害者更正施設県立鹿野かちみ園の北棟 (強度行動障害者棟) の厨房・機械室棟及び園芸・農作業棟等の改築工事の衛生設備工事を行うものである。

イ 本件工事は、別途発注予定の県立鹿野かちみ園改築工事 (北棟・建築)、県立鹿野かちみ園改築工事 (厨房棟他・建築)、県立鹿野かちみ園改築工事 (第一期電気設備)、県立鹿野かちみ園改築工事 (第一期空調設備)、県立鹿野かちみ園改築工事 (作業棟・建築)、県立鹿野かちみ園改築工事 (第一期植栽) 及び県立鹿野かちみ園改築工事 (解体) と協調を図り実施する必要がある。

(4) 工事概要

- ア 衛生器具設備
イ 給水、排水、給湯設備
ウ スプリンクラー消火設備
エ プロパンガス設備
オ 温泉設備
カ 厨房機器設備

(5) 工事対象建築物

- | | | | |
|-----------------|----------|------|-----------|
| ア 北棟 (強度行動障害者棟) | 鉄骨造 1 階建 | 延べ面積 | 3,238.35㎡ |
| イ 厨房・機械室棟 | 鉄骨造 1 階建 | 延べ面積 | 829.40㎡ |
| ウ 園芸・農作業棟 | 木造 1 階建 | 延べ面積 | 121.00㎡ |

(6) 工 期 平成15年10月から平成16年9月30日まで

(7) 予定価格 214,145,400円 (消費税及び地方消費税の額を含む。)

2 技術資料等の提出ができる者

技術資料及び入札参加資格確認書類 (以下「技術資料等」という。) の提出ができる者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

(1) 共同企業体に関する条件

- ア 共同企業体が、2名により自主的に結成されたものであること。
イ 各構成員の出資比率が、30パーセント以上であること。
ウ 構成員の出資比率が異なる場合は、出資比率の大きい者が代表者であること。ただし、出資比率が同じ場合には、いずれかの者が代表者となること。

エ 各構成員が、本件入札において他の共同企業体の構成員でないこと。

(2) 共同企業体の構成員共通の資格

ア 県内に本店を有する者であること。

イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

ウ 平成14年鳥取県告示第367号（建設工事の一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格等について。以下「入札参加資格告示」という。）に基づく入札参加資格のうち、管工事のA級に係るものを有すること。

エ 平成15年8月1日（金）から同月12日（火）までの間のいずれの日においても、鳥取県建設工事等入札参加資格者指名停止措置要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。

オ 平成15年4月1日（火）から同年8月12日（火）までの間のいずれの日においても、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）による再生手続開始の申立てが行われた者（入札参加資格再認定の手続を行っている者を除く。）でないこと。

カ 本件工事に係る建設業務の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連を有する者でないこと。

(3) 共同企業体の代表者の資格

ア 管工事業について、建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第6項に規定する特定建設業の許可を受けていること。

イ 入札参加資格告示4による資格決定通知書に記載された管工事における総合点数が990点以上であること。

ウ 次に掲げる基準を満たす者で、本件工事の監理技術者としてその施工期間中専任で配置することができるものを有すること。

(ア) 平成6年度以降に工事が完成し、引渡し完了している鉄骨造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造で1棟の延べ面積が500平方メートル以上の建築物の衛生設備工事（以下「同種工事」という。）を元請けとして施工した者の監理技術者、主任技術者等（以下「技術者等」という。）として同種工事を施工管理した経験を有する者であること。ただし、共同企業体の施工した同種工事を施工管理した経験については、出資比率が20パーセント以上の構成員の技術者等として施工管理したものに限る。

(イ) 建設業法第27条第1項の規定により実施される1級の管工事施工管理の技術検定に合格した者であること。

(ウ) 管工事業について、建設業法第27条の18第1項に規定する監理技術者資格者証の交付を受けている者であること。

(4) 共同企業体の代表者以外の者の資格

ア 管工事業について、建設業法第3条第6項に規定する一般建設業の許可又は特定建設業の許可を受けていること。

イ 次に掲げる基準を満たす者で、本件工事の施工期間中主任技術者又は監理技術者として専任で配置することができるものを有すること。

(ア) 主任技術者にあつては、建設業法第27条第1項の規定により実施される1級又は2級の管工事施工管理の技術検定に合格した者であること。

(イ) 監理技術者にあつては、建設業法第27条第1項の規定により実施される1級の管工事施工管理の技術検定に合格した者であり、かつ、管工事業について同法第27条の18第1項に規定する監理技術者資格者証の交付を受けている者であること。

3 技術資料等の作成及び提出

(1) 技術資料等作成要領の交付

技術資料等作成要領は、平成15年8月1日（金）から同月12日（火）までの間にインターネットのホームページ（<http://www.pref.tottori.jp/soumubu/kanzaika/index.htm>）から入手するものとする。ただし、これにより難しい者には、次により直接交付するものとする。

ア 交付期間及び時間

平成15年8月1日（金）から同月12日（火）までの日（日曜日及び土曜日を除く。）の午前9時から午後4時まで

イ 交付場所

鳥取市東町一丁目220 鳥取県総務部管財課管理係（鳥取県庁本庁舎2階）

(2) 技術資料等の提出

本件入札に参加を希望する者は、技術資料等作成要領に基づき作成した技術資料等を次により提出するものとする。

ア 提出期間及び時間

(1)のアに同じ。

イ 提出場所

鳥取市東町一丁目220 鳥取県総務部管財課管理係

ウ 提出方法

持参すること。

(3) 技術資料の審査

提出された技術資料を基に、指名審査委員会に諮り審査し、競争入札参加者を指名するものとする。

4 その他

(1) 関連情報を入手するための照会窓口は、鳥取県総務部管財課管理係（電話番号0857 - 26 - 7015）とする。

(2) 技術資料等の提出は、入札参加の意向を確認するものであって、技術資料等の提出があっても指名されるとは限らない。

(3) 技術資料等その他提出された書類は、返却しない。

(4) 工事内容に関する説明会は、行わない。

(5) 提出された技術資料等は、提出した者に無断で本件入札以外の用途には使用しない。

(6) 本件工事の落札者は、1の(6)の予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者とする。ただし、その者の入札価格によっては当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すことになるおそれがあると認められるときは、当該予定価格の範囲内の価格をもって入札をした他の者のうち最低の価格をもって入札をした者を落札者とする。

(7) 入札価格によっては当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるときは、鳥取県建設工事執行規則（昭和48年鳥取県規則第66号）第8条の規定による契約保証金を請負代金の額の10分の3以上の額とするとともに、同規則第60条第1項の規定による前金払の額を請負代金の額の10分の2以下の額とする。

(8) 入札価格によっては当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるときは、本件工事の施工期間中、2の(3)のウに掲げる監理技術者に加え、2の(3)のウの(ア)に掲げる基準を満たす主任技術者又は2の(3)のウの(ア)及び(イ)に掲げる基準を満たす監理技術者を専任で配置することを求める。

